

高松市第3次緑の基本計画（仮称）策定  
調査等業務委託

仕 様 書

令和8年7月

高松市都市整備局公園緑地課

## 高松市第3次緑の基本計画（仮称）策定調査等業務委託 仕様書

本仕様書は、高松市が行う「高松市第3次緑の基本計画（仮称）策定調査等業務委託（以下「本業務」という。）」に適用するものとする。

### （業務目的）

第1条 本業務は、都市緑地法第4条に基づき、高松市において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、平成22年9月に策定した「第2次高松市緑の基本計画」（以下、「現行計画」という。）が令和10年度に目標年次を迎えることから、これまでに実施した施策等の効果検証を行うとともに、現行計画の改定に向け、基礎調査や市民アンケート調査等を実施し、現状と課題を把握するものである。

### （履行期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

### （業務対象区域）

第3条 本業務の対象区域は、高松市全域（都市計画区域外を含む）を対象とする。

### （業務内容）

第4条 本業務の内容は以下のとおりとする。

#### （1）現行計画の評価、検証と課題の整理

現行計画に掲げた目標数値や具体施策の進捗状況及び課題を整理し、評価・分析した上で、第3次緑の基本計画（仮称）に反映させる事項を整理する。

#### （2）現況調査

下記に示す内容について把握・整理をする。

なお、具体的な調査事項等については、協議に決定する。

##### 1）地域概況調査

地域概況調査は、別途発注している計画策定業務（都市計画分野、交通計画分野）で収

集、整理した結果を市から提供するため、関連計画とも整合を図りながら、取りまとめること。

①自然的条件 気象、地形、地質・土壌、植生、水系等

②社会的条件 沿革、人口・面積、土地利用状況等

③その他の事項 景観、防災等

## 2) 緑の現況調査

### ①緑地現況調査

施設緑地及び地域性緑地等について、都市計画基礎調査等の必要な資料を用いて現況と経年変化状況等を調査し、整理する。

### ②緑化状況調査

公共施設及び民有地の緑化状況等について、航空写真や都市計画基礎調査等の必要な資料を用いて現況と経年変化状況を調査し、整理する。

### ③緑被現況調査

公園や学校等公共施設の緑被地、農地等の経年変化状況や分布図を航空写真や都市計画基礎調査等の必要な資料を用いて調査・整理する。

※緑被率の算定手法の手引き（令和8年4月国土交通省都市局）参照

## 3) 市民意識調査

本市の緑に関する市民アンケート調査を行い、緑の量・質や機能に対する満足度、守りたい緑・増やしたい緑等に関する市民の意識、緑に対する市民の意見等を把握するもので、1,000 件程度の回収を想定している。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、小中学生を含む幅広い年齢層から意見を収集できるよう工夫すること。

### (3) その他調査

緑の基本計画ハンドブック令和3年改定版（一般社団法人 日本公園緑地協会）を参考に、実効性のある緑の基本計画の策定に必要な調査を行うこと。

### (4) 調査結果の分析・評価と課題の整理

調査結果を基に、様々な視点から緑の量や質、配置、機能等について分析・評価を行

う。また、分析・評価の結果から本市における緑化施策の主要課題を整理するとともに、その課題解決に向けて想定される施策展開の方向性を検討する。

(5) 各種会議の運営支援

(6) 打合せ

打合せ協議は以下のとおりとする。

- ・業務開始時
- ・中間時（3 回）
- ・成果品納入時

なお、上記以外に必要な場合は適宜行うものとする。

(業務計画書)

第5条 本業務が円滑かつ的確に行えるよう、業務の目的及び内容を十分に理解し、実施方針、作業工程、履行体制等を記した業務計画書を作成する。

作業工程については、下記の日程とする。ただし、関係者協議等により、変動が生じる場合は、発注者及び受注者が協議の上、日程を決定する。

(関係法令等の遵守)

第6条 受注者は本業務の実施に当たって、関連する法令、指針及び通達等を遵守するものとする。

なお、関係法令等は最新のものを適用することとする。

(参考) 主な関係法令

- ・都市緑地法
- ・都市公園法
- ・都市計画法
- ・都市緑地法運用指針
- ・その他関係法令、指針及び通達等

(関連する計画等)

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する計画等と整合を図るものとする。

なお、関連計画等は最新のものを適用することとする。

＜参考＞ 主な関連計画等

- ・高松市第7次総合計画
- ・高松市都市計画マスタープラン
- ・高松市立地適正化計画
- ・高松市景観計画
- ・高松市環境基本計画
- ・その他関連計画等

(成果品)

第7条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 報告書(書面)             | 2部 |
| (2) 報告書原稿データファイル        | 一式 |
| (3) 打合せ協議録等業務報告書        | 一式 |
| (4) 業務に係る収集データ等のデータファイル | 一式 |
| (5) その他、発注者が指示するもの      | 一式 |

(提出書類)

第8条 本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- |           |            |           |         |
|-----------|------------|-----------|---------|
| (1) 着手届   | (2) 管理技術者届 | (3) 職務分担表 | (4) 工程表 |
| (5) 業務計画書 | (6) 完了届    | (7) 納品書   | (8) 請求書 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、調査職員の承認を受けなければならない。

(打合せ)

第9条 受注者は、常に調査職員と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせ等の会議録は、受注者において必ず作成するものとする。

(手直し)

第10条 受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、受託者の負担において、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

(管理技術者及び技術者)

第11条 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、次に定める資格のいずれかを有する者とする。

(1) 技術士：総合技術監理部門（「建設－都市及び地方計画」に限る。）

(2) 技術士：建設部門（「都市及び地方計画」に限る。）

(3) R C C M：「都市計画及び地方計画」部門に限る。

ただし、「登録証」の交付を受けていること。

3 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(諸手続)

第12条 本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(業務の補償)

第13条 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の審査)

第14条 受注者は、本業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品審査において、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

3 本業務完了後にあっても、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見されたときは、受注者は、受託者の負担において、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第15条 本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検収合格をもって、完了とする。

(不当要求行為の排除対策)

第16条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。)から不当要求行為(不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(適正な労働条件の確保)

第17条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5)以外は法定事項である。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守す

ること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

（５） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（６） （１）から（５）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

#### （費用の負担）

第１８条 本業務の実施に伴い必要となる費用は、本仕様書に明記のないものであっても、提案書で提案のあったものについては、原則として、受注者の負担とする。

#### （法令等の遵守）

第１９条 受注者は、本事業の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### （中立性の堅持）

第２０条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

#### （業務の委任）

第２１条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第４条に示すものである。

#### （損害賠償）

第２２条 受注者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、発注者に発生原因、

経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。

（参考資料の貸与）

第23条 発注者は、本業務の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与する。受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製又は貸与してはならない。

また、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに発注者へ返納するものとし、破損及び滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。

（参考文献等の明記）

第24条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

（市の内部公益通報制度）

第25条 売買、貸借、請負その他の契約を発注者との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、発注者の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 発注者の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

（「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表）

第26条 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているので、留意するものとする。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(著作権について)

第27条 本業務で作成した資料の著作権は、受託者において取得し、全て発注者に帰属するものとする。「翻案件」及び「二次的著作物の利用許諾権」について明記すること。

(疑義の解釈)

第28条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

(個人情報の保護)

第29条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 特記事項

### ■緑の基本計画(案)の策定との関連性

本業務は、令和9年度に実施予定の「高松市第3次緑の基本計画（仮称）」策定に向けた調査等業務であり、実効性のある計画策定に必要な調査を行うものである。

今回の調査等業務の提案に当たっては、第3次緑の基本計画（仮称）策定業務との関係性を明確にした上で、提案の内容が、実効性のある計画策定につながる内容であることを説明すること。

なお、9年度に発注予定の「第3次緑の基本計画（仮称）策定業務委託」に関しては、調査等業務と同様に、プロポーザル方式を予定しているが、特段の理由があると認められるときは、調査等業務の受注者と随意契約を締結することがある。

### ■令和9年度高松市第3次緑の基本計画(仮称)策定業務委託の内容

※内容については、令和8年度に実施する調査等業務の結果や、プロポーザルによる提案により変更になる可能性があります。

#### （１）基本方針

##### ①計画の基本方針

本市の上位・関連計画に示すまちづくりの方針等や現行計画を踏襲しつつ、令和8年度の調査結果を踏まえるとともに、本市の自然的条件や社会的条件、歴史的背景、将来の発展の方向等を勘案して、緑の将来像及び基本方針を定める。

##### ②緑地の保全及び緑化の目標

計画のフレーム及び目標水準を設定するとともに、緑地保全や緑化推進等について、緑の将来像及び基本方針を実現させるための数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、中心市街地のみならず郊外部も含めた都市全体を対象とするとともに、緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、well-beingの向上等の目標を踏まえ、本市の実情に応じた適切な目標にすること。

##### ③緑地の保全及び緑化の推進の方針

本市における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点、都市の構造、土地利用の動向等を考慮して緑地の配置方針を定める。また、地域課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、各種事業と連携できるようにグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を設定する。

##### ④緑地の保全及び緑化の推進のための施策

目標を実現するため、都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、生産

緑地地区の決定等の方針、民間企業や NPO 法人、住民等の多様な主体との連携等に関する施策の展開方針について定める。

#### ⑤その他の方針

その他緑の基本計画の検討要件となっている、緑地保全地域、生産緑地地区、保全配慮地区、緑化地域、緑化重点地区の設定等についての考え方を整理すること。

### (2) グリーンインフラの整備計画（実行計画）

基本方針を踏まえ、グリーンインフラに関する具体的な整備計画を取りまとめる。  
なお、今後は、このグリーンインフラ整備計画に基づき、公園・緑地整備等に計画的に取り組んでいくこととしているため、予算規模も含め、実効性・実現性のある内容に取りまとめること。

#### ①緑地の保全及び緑化の推進のための具体的施策

設定した目標を実現するため、調査結果等を踏まえ、市全域と個々の地域（エリア）について、実施すべき具体的な施策を取りまとめる。

#### ②緑地等の整備計画

緑地の整備については、現行計画の方針を継承しつつ、地域別の需給バランスや整備効果、緑の有する諸機能を十分踏まえたものにする。

また、緑地の整備については、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成等のグリーンインフラとしての機能を踏まえ、選択と集中により、新規整備箇所等を検討するとともに、優先順位や整備手法等を取りまとめる。

#### ③都市公園の再編・集約化

維持管理の効率化を図るため、都市公園の再編・集約化に向けた方針を取りまとめる。

#### ④新たな価値・魅力の創出

市民ニーズへの対応や新たな価値・魅力を創出するため、中央公園再整備事業における取組を踏まえるとともに、民間事業者へのヒアリング等を実施し、Park-PFI 等の導入の可能性について検討する。

#### ⑤その他

その他、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化、市民農園の整備、緑化施設整備などについて、具体的な検討を行うこと。

### (3) 関連計画

#### ①長期未着手公園のあり方検討

地域の実情を踏まえ、長期未着手都市公園のあり方（見直し・廃止・整備等）検討し、方針を取りまとめる。

#### ②高松市身近な公園整備要綱の改定支援

地域の身近な公園整備を円滑に推進することを目的に、平成 26 年度に制定した「高

松市身近な公園整備要綱」について、実態に応じた効果的な内容へ改定するため、現状と課題等を踏まえた検討を行うこと。

③パークマネジメント計画の策定に向けた方針

人口減少、少子・超高齢社会の中で、公園の維持管理の担い手不足の課題が顕在化しており、将来にわたり、持続可能な公園を確保していくため、パークマネジメント計画の策定に向けた方針を取りまとめる。

(4) その他業務

①関連する図版の作成

現行計画に記載している図版を新たに作成する。また、緑被現況図等の本計画に関連する図版についても作成する。

②基本計画（案）の作成

これまでの内容を取りまとめ、「第3次高松市緑の基本計画（仮称）（案）」（以下、「計画案」という。）を作成する。また、計画素案に合わせて趣旨、論点、目的及び背景等をまとめた素案の概要も併せて作成する。なお、計画書及び概要版については、3D都市モデルの活用を含め視覚的に分かり易い図版等を取り入れ、市民に分かりやすいデザイン、構成等を意識し、取りまとめること。

③各種会議の運営支援

計画案の作成に当たっては、外部委員等による検討委員会の設置を予定しており、受注者は、この委員会における資料作成や必要に応じて会議に出席、議事録作成をするなどの運営支援を行う。

④緑の基本計画の作成

パブリックコメントでの意見を踏まえ、必要に応じて修正、加筆等を行ったうえで「高松市第3次緑の基本計画」の計画書及び概要版について、市民に分かりやすいデザイン、構成等を意識し取りまとめる。

## ■グリーンインフラ整備に関する実行計画としての位置づけ

高松市第3次緑の基本計画は、これまでの緑地の保全や緑化の推進に関する基本的な考え方（基本方針）に加え、目標達成に必要となる具体的なグリーンインフラの導入計画を含む、実行計画を策定するものであり、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の補助要件（通常型）※を満たす内容として取りまとめる。

### 現行計画 (第2次高松市緑の基本計画)

○緑地保全等の基本的な考え方(概念)を示したもので、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めている。

### 次期策定する緑の基本計画 (第3次高松市緑の基本計画)

○グリーンインフラ整備に関する実行計画であり、地域の実情や住民ニーズ、環境・景観等を踏まえた、量・質が両立した具体的な整備計画を策定するもの。

○特に、次期計画では、限られ予算で効用最大化を図るため、ストック再編（統合・廃止）や Park-PFI 等を活用した再整備公園の選定、長期未着手都市計画公園の整備方針、新規整備の選定、持続可能な緑地マネジメント計画など新たな視点を加えた、実施計画として取りまとめる。

○計画策定後は、この計画に基づき、「社会資本整備総合交付金事業・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」等を活用しながら、計画的に事業を実施していく予定である。

### ※グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の補助要件（通常型）

本業務で実施する緑の基本計画（グリーンインフラに関する計画）の策定と整備効果の検証は、他事業 i) ～ v) と一体的に実施され、事業目標の達成に資するものになっていることが条件となっている。

- i) 公園緑地の整備及び用地取得
- ii) 公共公益施設の緑化
- iii) 民間建築物の緑化
- iv) 市民農園の整備
- v) 緑化施設の整備